

〔論 文〕

# イギリスにおける図書館関連団体報告書の変遷

## ——ブリティッシュ・ライブラリーの起源——

藤 野 寛 之

### I はじめに

『国立図書館委員会報告 (Report of the National Libraries Committee, 通称『デントン報告』)』<sup>1)</sup>は、20世紀後半におけるイギリス全土にわたる新たな図書館システムの提言であり、この提言により国立図書館ブリティッシュ・ライブラリー (British Library) が出現し、イギリスの図書館事情を根本から変えた。この図書館の出現は世界の図書館界に大きな影響をもたらした。ブリティッシュ・ライブラリーの成立とその初期の活動についてはすでに発表済のため<sup>2)</sup>、本稿では、その前史としてイギリスにおける図書館関連団体による報告書の勧告内容がいかに図書館の状況を変えていったかを概観することを目的とする。図書館をめぐる提言は20世紀後半になって初めて出たものではなかった。それよりも前に、政府や図書館関連団体 (カーネギー英国財団 (Carnegie UK Trust) や図書館協会 (Library Association) など) が任命した委員会により刊行された報告書、および、それを受けて成立した関連諸法案がその源流となっていたのである。

まず大英博物館 (British Museum) の設立時からブリティッシュ・ライブラリーの活動開始時までの主要な政府・図書館関連団体が任命した委員会による報告書、および、それを受けて成立した関連諸法案の歴年の一覧表をあげておく。委員会報告は、議長の名前を取った通称もしくは委員会名、報告書の原題、および、発表年を記している。

「大英博物館法」British Museum Act, 1753.

『大英博物館調査特別委員会報告』*Report of the Select Committee Appointed to Inquire into the Condition, Management and Affairs of the British Museum*, 1835.

「博物館法」Museum Act, 1845.

『公共図書館関係の特別委員会報告』*Report from the Select Committee on Public Libraries*, 1849.

「公共図書館法」Public Libraries Act, 1850, 1855, 1866, 1871, 1877, 1884, 1887, 1890, 1891, 1892, 1893, 1894, 1899, 1901, 1902, 1919.

「図書館破壊防止法」Libraries Offences Act, 1898.

『アダムズ報告』*A Report on Library Provision and Policy by Professor W. G. S. Adams to the Carnegie United Kingdom Trustees*, 1915. (Adams Report)

『成人教育委員会報告』*Ministry of Reconstruction: Report of the Adult Education Committee on Libraries and Museums*, 1919.

『ケニヨン報告』*Report on Public Libraries in England and Wales*, 1927. (Kenyon Report)

『マッコルヴィン報告』*The Public Library System of Great Britain: A Report on its Present Condition with Proposals for Post-war Re-organization*, by Lionel R. McColvin, 1942. (McColvin Report)

- 『ヴォランズ報告』*Library Co-operation in Great Britain : Report of A Survey of the NCL and the Regional Bureaux for the Joint Working Party of the Executive Committee of the NCL and the National Committee on Regional Library Co-operation*, by R. F. Vollans, 1952. (Vollans Report)
- 『ロバーツ報告』*Ministry of Education : Report on the Structure of the Public Library in England and Wales*, 1959. (Roberts Report)
- 『ヘイター報告』*Report on the Co-operative Acquisition by University Libraries*, 1961. (Hayter Report)
- 『ブーディロン報告』*Standards of Public Library Service in England and Wales : Report of A Working Party Appointed by the Ministry of Education*, 1962. (Bourdillon Report)
- 『ベイカー報告』*Inter-Library Co-operation in England and Wales : Report of the Working Party appointed by the Ministry of Education*, 1962. (Baker Report)
- 「大英博物館法」British Museum Act, 1963.
- 『ロビンス報告』*Report on Higher Education*, 1963. (Robbins Report)
- 「公共図書館・博物館法」Public Libraries and Museums Act, 1964.
- 『パリー報告』*Report of the Committee on Libraries*, 1967. (Parry Report)
- 『デイントン報告』*Report of the National Libraries Committee, presented to Parliament by the Secretary of State for Education and Science*, 1969. (Dainton Report)
- 『ボルトン報告』*Small Firms : Report of the Committee of Inquiry appointed by the Ministry of Technology*, 1969. (Bolton Report)
- 「地方行政法」Local Government Act, 1972.
- 「ブリティッシュ・ライブラリー法」British Library Act, 1972.
- 『アトキンソン報告』*Capital Provision for University Libraries : Report of A Working Party, appointed by University Grants Committee*, 1976. (Atkinson Report)

本稿ではそのうちイギリスにおける全国システムの成り立ちと相互貸借ネットワークの構築を中心に、特に『デイントン報告』以前の各報告書の勧告内容とその結果の法的措置について取りあげる。それによりブリティッシュ・ライブラリー成立の背景事情が明らかになるであろうし、ブリティッシュ・ライブラリーに課せられたさまざまな任務が浮かびあがるであろう。

## II 大英博物館調査特別委員会報告

イギリス政府が図書館に関与した初期のものとして、1753年に下院で可決された「大英博物館法」により創設された大英博物館図書館の運営についての調査とその結果の勧告があげられる。1835年、下院議会は特別委員会 (Select Committee) を設置し、この図書館の行政管理、人事、職務の全般にわたって当事者たちから聞き取りを行った。1827年に第五代の館長となったヘンリー・エリス (Henry Ellis, 1777-1869) の活動初期の時期には図書館はむしろ順調であった。ナポレオン戦争に勝利し、産業革命をも定着させたイギリスは繁栄の時代を迎え、コレクションは増加の一途をたどっていた。

しかし、1830年代に入ると図書館をめぐる状況は変わってきた。ロンドンの人口は30年代にすでに150万人に達し、国の唯一の大型公開図書館である大英博物館図書館の資料利用者の数も大幅に増えていた<sup>3)</sup>。1834年にスコットランドからロンドンに出てきて大英博物館に通っていた文学者のトーマス・

カーライル (Thomas Carlyle, 1795-1881) は、閲覧室の混雑と喧騒、館員の不親切さに辟易していた<sup>4)</sup>。閲覧室の席数は足りない、資料の整理は追いつかないで、利用者の声は不満となって表れていた。「管理、サービスはこのうえなく悪い」、「理事会に名を連ねている人たちといえば、それまでの知名度で選ばれた者ばかり……學術、文学、芸術を代表する人物は一人も入っていない」<sup>5)</sup>。新聞にまで投書が出るに至り、議会も調査に乗り出さざるをえなくなった。

1835年5月18日、下院特別委員会は館長エリスを証人に呼び出した。館長は「大英博物館の管理運営が満足すべきものであり、理事会は十分に機能している、問題なのは利用者の質であり<sup>6)</sup>、館員の兼職についても問題はない」と答えていた。委員会は次いで、刊本部長からの聞き取りを済ませた。1836年7月、特別委員会は報告書を議会に提出して、18項目にわたる提言を行った。理事会の構成は基本的には変更なし、内部の部局はさらに増やすこと、議会は予算の割当てを増やすこと、職員の給与は引き上げるが代わりに兼職を禁ずること、その他であった。その結果、教区牧師を兼任していた部長級の管理者は退職を迫られたが、館長は現職に留まった。

1847年6月、「この国家的な機関を文学、科学、芸術の進歩のため、いかにより効果的なものとするか」を調査すべく、「大英博物館の構成、運営に関する王立委員会」と称する二度目の特別委員会を成立させ<sup>7)</sup>、特に理事会とその書記、館長の職務についての徹底した査問が行われた。館長エリスは理事会を擁護したが、刊本部長パニッツィ (Antonio Panizzi, 1797-1879)、写本部長マッデン (Frederic Madden, 1801-1873) からは理事会の弱体化、書記の度を越えた権限、館長の能力の低さが明らかとなった。委員会は1850年3月に報告書をまとめた。その結果、理事会は改革を迫られた。貴族の世襲による体質は変わらなかったものの、発足した内部委員会によりその権限が制限されるようになった。

### Ⅲ 公共図書館関係の特別委員会報告と「図書館法」の成立

「大英帝国とアイルランドの、特に大都市における民衆に無料で開かれた図書館の設置拡大」を講ずるための特別委員会が下院に設置されたのは1849年3月15日であった。委員は15名で、議長はウィリアム・ユーワート (William Ewart, 1798-1869) 議員であった。議員のうちディズレーリ (Benjamin Disraeli, 1804-1881) は二回しか出席していなかった。委員は産業地域と農村地域を網羅していた<sup>8)</sup>。委員会の最初の証言者は、大英博物館図書館の助手エドワード・エドワーズ (Edward Edwards, 1812-1886) であった。エドワーズは自ら編纂した統計資料をもとにフランスにおける公共図書館の概要を詳しく報告した。それによるとフランスでは少なくとも公共図書館が107館存在し、蔵書数は総合すると400万冊近くとなっていた<sup>9)</sup>。二回目の証言台でエドワーズは「大都市での公共図書館が特に必要であり、国はこの方面を支援すべきである」と述べた<sup>10)</sup>。招聘された外国人の証言者からは、フランス、イタリア、ドイツの先進的な図書館の例が紹介された。国内からの証言は、職工講習所図書館の代表や社会評論家のサミュエル・スマイルズ (Samuel Smiles, 1812-1904) などが市民の図書館の需要を力説していた<sup>11)</sup>。

特別委員会は1849年7月23日に下院議会で報告書を提出した。「無料の美術館・博物館およびデザイン学校の開設はわが国の民衆の教化のうえで成功を収めているが、一つだけ改善を要する場面が残されている、それはすべての市民が利用できる公共図書館の設立である」<sup>12)</sup>とし、議長ユーワートは、この報告を受けて、1850年に下院議会で法案を提出、「公共図書館法 (Public Libraries Act)」が成立した。この法案は、人口1万人以上の都市評議会が財務当局の同意のもとに、図書館の建物を建設する権限を付与することを認め、このために2分の1ペニーの税金を課すことができること、図書館への入館は無料とすべきことを定めていた。ただし、図書購入費についての言及はなかった。

#### IV 1850年以後の図書館法の改正

1855年には「図書館法」が早くも改正となった。議長ユーワートは1850年の法に満足していなかったのである。改正法は、人口5000人以上の町や教区に法の可決による図書館の設置を認め、税率は1ペニーとすることを決めていた。改正法はさらに、自治体が図書館に資料の購入権限を与えることも決めており、審議の過程では新聞を資料に加えることについての白熱した議論があった<sup>13)</sup>。

1866年には、さらに1855年の法も改正された。法案は「人口のいかんにかかわらず、すべてのバラ、地区、教区にも適用できること」<sup>14)</sup>を規定していた。続いて「図書館法」は1871年、1877年、1884年、1887年、1890年、1891年、1892年、1893年、1894年、1899年、1901年、1902年にも改正された。いずれも小刻みな改定であったが、そのうちの1887年法は財務当局の認可権限を地方行政当局に委譲する内容であった。とはいえ、1ポンドに対する税率の1ペニーはこの間には変わらなかった。

公共図書館の設置はこうした法の整備を受けて広がっていった。1850年の法律以前には、「博物館法」に基づいて設置された図書館がウォリントンに一館だけあった<sup>15)</sup>が、1850年にはブライトンとノーウィッチが、1851年にはウィンチェスター、1852年には、ボルトン、イプスウィッチ、リヴァプール、マンチェスター、オックスフォードが「公共図書館法」を採択し、1853年にはブラックバーン、シェフィールド、ケンブリッジがこれに続いた<sup>16)</sup>。ロンドンでの最初の公共図書館は1857年に開館したウェストミンスター地区の図書館であった<sup>17)</sup>。こうして、1859年までには21館<sup>18)</sup>、1868年から1886年にかけて新たに98の公共図書館が加わっていた<sup>19)</sup>。

1919年に改正された「図書館法」は、公共図書館網を農村地域に広げた点で重要な意義を持っていた。法の採択の権限をカウンティ評議会にまで拡大したのである。それと同時に、課税制限を撤廃して、地方自治体の決定に任せた。法の施行はイングランドとウェールズに限られていたが、この結果、1920年から1926年の間に62のカウンティのうちの57が法を採択した<sup>20)</sup>。議会での法案の採択は、1850年法の時と比べ、ほとんど異議なく通過していた。この変化をもたらした背景には、アンドリュー・カーネギー(Andrew Carnegie, 1835-1919)ならびに彼が設立した財団の支援による公共図書館の普及があったことは否定できない。

#### V 『アダムズ報告』

1890年代後半以後のイギリス公共図書館の設置を加速させたのは、カーネギーおよびその財団による支援であった。1897年から1913年の間にカーネギーは295館建設するために、176万8404ポンドを寄付しており<sup>21)</sup>、公共図書館は1890年代に139館、1900年代に132館が増えていた。カーネギーの意志を次いで設立されたカーネギー英国財団は、1914年にオックスフォード大学のアダムズ(William George Stewart Adams, 1874-1966)に公共図書館の現況調査を依頼した。

1915年にカーネギー英国財団に提出した『アダムズ報告』は、図書館配備の状況を分析し、いくつかの勧告を行っていた。まず、カーネギー氏による寄付がイギリスの公共図書館の活性化につながっている点を指摘し、カーネギーの寄付行為を評価したうえで、この方針がさらに続けられることを期待した。次いで、彼は大都市と中小都市での図書館の配備がまずまずであるのに対して、農村地域の図書館が無視されていることを詳細な統計とともに分析した。人口5万人以上の都市のうちでは、3都市のみ、人口3万人の222都市のうち19都市だけがまだ図書館を持っていないのに対して、全人口の79%を占める農村地区ではわずか2.5%が図書館の恩恵にあずかるだけであった<sup>22)</sup>。さらに、都市の図書館といえども、潤沢な資金を資料費に充てているところは多くなかった。これを受けて、アダムズは農村地区の地方評

Mar. 2018

イギリスにおける図書館関連団体報告書の変遷

議会に法案提出の権限を与えること、および、何らかの中央図書館機構から資料を配付するシステムを講ずる必要があることを指摘していた。

カーネギー英国財団は『アダムズ報告』の勧告を受けて二つの方策に取り組みはじめた。その一つは、カウンティ評議会に対し図書を購入費用を支援する計画であった。まず、スタフォードシャー・カウンティが名乗りをあげた。しかし、カウンティ評議会にまだ図書館建設の法案審議の権限がなかったこともあり、後続のカウンティはわずかしか現れなかった<sup>23)</sup>。これを打破したのはスコットランド議会で、1918年に成立させた「スコットランド教育法」はカウンティ評議会に当該地区内の若者に教育の機会を与えるとともに図書を配付する権限を与えていた<sup>24)</sup>。これにより、イングランド議会でも「図書館法」の改定によりカウンティ評議会が図書館設置の権利を獲得したのは1919年であった。

もう一つの『アダムズ報告』の勧告の実施は、学生中央図書館 (Central Library for Students, 後の国立中央図書館 (National Central Library)) の創設であり<sup>25)</sup>、図書館資料を必要とする生徒のための無料公開施設の設立であったが、当初から公共図書館への貸出の中央館を指向していた。数を増やしつつあるイギリス全土にわたる公共図書館向けの資料を中央組織が支えるという構想はこうして実現した。

## VI 『ケニヨン報告』

1924年に当時の教育院 (Board of Education) 長官により任命された「公共図書館委員会」の報告は、その後のイギリスにおける図書館の全国システムに影響をもたらした点から、特に大きな意義を持っていたといえる。1850年の図書館法の成立以後の70数年の歴史を反芻し、さらに、第一次世界大戦以後のイギリスの図書館界の状況を総点検したこの報告書は、公共図書館のみならず、イギリスの図書館全体にわたる画期的な将来像を示した総括と勧告をもたらしていた。

1824年10月8日に任命された委員会は次のような任務を持っていた。

「公共図書館法」のもとですでに定められた図書館施設の妥当性、および、イングランドとウェールズでのこれら施設の拡張と完成のための手段を検討すること、その際、同法のもとで実施されている図書館と他の図書館との関係、そして、国内の一般的な教育システムとの関係にも配慮が払われねばならない<sup>26)</sup>。

大英博物館の館長であるフレデリック・ケニヨン (Frederic George Kenyon, 1863-1952) を議長にし、学生中央図書館の理事長や図書館協会の理事を網羅する10名の委員が委員会に加わっていた。委員会は39日間にわたる会合を経て<sup>27)</sup>、国内のすべての都市とカウンティの図書館に質問票を送付し、回答を得ていた。委員会はさらに、図書館協会、ロンドン大学の図書館学校、その他の団体や組織に対し証言の提供を求めていた。こうして「イングランドとウェールズの公共図書館に関する報告」としてまとめられた報告書は、1927年3月24日に教育院長官に提出され<sup>28)</sup>、直ちに政府刊行物として刊行された。報告書は参考資料の付録の一部を除いて、1935年に再販されている。

報告書の内容は以下のとおりである。第一章「序論」は1850年の図書館法の成立以後の経過、第二章「都市図書館サービス」、第三章「カウンティ図書館システム」、第四章「専門図書館」、第五章「全国サービスの組織化」、第六章「成人教育」、第七章「図書館法規」、第八章「種々雑多」、第九章「主要な結論と勧告」となる。ここでは第九章に示された結論と勧告を取りあげる。このことにより全体の概要を示すことが可能であると考え、この箇所を中心に論述する。なかでも第四章と第五章を要約した「主要な勧告と結論」は図書館協力に関する重要な内容を含むため、この箇所は部分的に翻訳し次に示す<sup>29)</sup>。

#### 第四章 専門図書館

公衆に開かれたいかなる公共図書館といえども……あらゆる要求のための資料を提供することはできない。知識分野は今では多岐にわたっており、研究の成果は多数の雑誌に発表されるので、この問題は国家的な基盤でのみ解決できる。

省庁の図書館、大学図書館、あらゆる種類の専門図書館のコレクションを一般市民の利用に供する問題の解決は、すべての図書館の資料交換拠点としての学生中央図書館の発達にかかっていると考える。

#### 第五章 全国サービスの組織化

図書館サービスの……発展の手段としては、進んだ領域でも遅れた領域でも、自由な全国システムの協力体制にある。

公共図書館管理機構を助けるための政府補助金とか政府の査察とかを唱導するつもりはない……政府の手による直接支援は、比較的支出のかからぬ厳密に中央的および国家的な機関に限定するのが良いであろう。

協力体制の全国システムの概要を示しておくが、その要点は次のとおりである。(1) パラ、都市地区、カウンティ図書館のいかにかわらず、隣接の図書館が、さまざまな状況で異なる財政基盤のもとに協力すること、(2) 公共図書館を地域センターのまわりにグループ化すること、一般には大都市圏で実現しうる、(3) 専門図書館が研究に奉仕するためコレクションを統合すること、(4) 全体システムのセンターとしての中央図書館が機能すること。

中央図書館は次の三つの機能を持つことになろう、(1) 国内の組織化された学徒に対し、直接に、および責任機関を通じて支援すること、(2) 地方の資源では資料要求を満たすことができない個人利用者に対し、公共図書館を通じ、時には直接に支援を行うこと、(3) 専門図書館の蔵書を、国内のすべての学徒のために、特別の条件のもとに、利用させる連結の役目を果たすこと。こうした機能がうまく作用することで、その図書館が国内的な規模の公共機関として認められることになろう。

現在の学生中央図書館が、大英博物館の特殊部局として別種の機能と別種の規約を持って再編成されることを考慮したい。

二つの図書館はともに直接、国家の管理下にあるし、博物館図書館とその職員と直接に接触できることは新たな中央図書館にとってたいへん有利となるであろうがため、大英博物館との密接な結びつきが望ましい。二つの機関が正式に合併するならば、別個に存在するよりも、博物館の専門職員の書誌学的、考古学的、文献学的な知識がずっと利用しやすくなるであろう。さらには、市民の目から見て、そして、イギリス全土の図書館の目から見て、大英博物館の権威は信頼のおけるものであるし、多くの困難も払いのけるものであろう。

中央図書館はまったく別個の図書コレクションを持つべきである。いかなる条件にあっても、大英博物館図書館は中央図書館の活動により邪魔されるべきではない。

中央図書館がそのように設立されるなら、中心となる他の機能もそこにうまく加わってくることは、経験が示してくれるであろう。それは図書館・情報の中央局となり、図書館の経験の保存機関となるであろう。政府としては、当然のこと、国内の図書館サービスに関する助言をそこで仰ぐことになろう。公共図書館も図書館建築、あるいは、図書の選択・分類に関する助言をここに求めることができるであろう。図書館員と利用者がともに本の選択において助けとなる選択書誌の編纂にも取りかかることができるし、この仕事のうえでは大英博物館との密接な結びつきから貴重な支援が得られるであろう。国内の公共図書館サービスに関する年次報告を準備することもこうした図

書館の義務となるであろう。

大規模な建物も大勢の職員も必要ではない。野心的な規模で直ちに取りかかるのではなく、慎重な展開と漸進的な発達とを勧めておきたい。

現存の学生中央図書館を国立機関としての健全な基礎とするため、そして、当面必要な仕事を始めるために、年間5000ポンドの暫定予算が認められること、そして、それが大英博物館の理事会の管轄下に移されるための詳細を策定する委員会が直ちに設立されることを勧告する。

委員会の報告書はその他、公共図書館のあらゆる面について指摘し、勧告を行っていたが、全国システムに関する報告は、以上のとおり、学生中央図書館の国立図書館への昇格であり、大英博物館との合併であった。前者の勧告は、1930年3月、学生中央図書館から国立中央図書館への名称変更、ならびに、1931年4月の王室認可団体となることで実現したが、後者は大英博物館の理事会が拒否したため実現しなかった。とはいえ、この委員会の報告はその後のイギリスにおける図書館協力の型を示唆した点できわめて重要なものであった。

## Ⅶ 『マッコルヴィン報告』

国立中央図書館と地方図書館局の連携による公共図書館の協力システムは、1930年代には完成し、カーネギー英国財団の報告でもその意義が強調されていた。しかし、各地区の図書館局の活動には差があり、その実態を調査する必要があると指摘されていた。図書館協会は1941年、協会の名誉書記でありロンドンのウェストミンスター地区図書館の館長ライオネル・マッコルヴィン (Lionel Roy McColvin, 1896-1976) にこの調査を依頼した<sup>30)</sup>。戦時期であったが、マッコルヴィンは単独で全国の図書館を訪問、「大英帝国の公共図書館システム：現在の状況と戦後の再組織への提案」と題する報告書を1942年に協会に提出した。

マッコルヴィンは、公共図書館の相互貸借がそれほど伸びていない点を分析し、各地区の図書館局の活動に基準がなく、それぞれが独自に編纂している総合目録の内容もばらばらであって、現在のシステムは欠陥のほうが目につくので、再考すべきだと結論に達していた。彼によれば、図書館局は図書選択の段階から協力すべきであり、各地区は主題分担の体制をつくりあげるべきであった。さらに、各地区の大学やカレッジの図書館も協力体制に組み入れる必要性を指摘していた。こうしたいくつかの点で『マッコルヴィン報告』は将来の方向を先取りした画期的な提言を含んでいた。

報告書の第八章「要約と結論」で、マッコルヴィンは格調の高い図書館論を展開していた。

われわれは、適切な公共図書館を欠いた社会が、その物質的、知的、精神的発達にとって必須な知識と情報を持つうえできわめて遅れたものになるとの命題から出発していた。図書館の目的とは、過去と現在における男女の記録された体験および思想の利用が、個人のすべてにとって、地域社会、国家、世界の建設的な生活に寄与し、そこから利益を得ることができることを確信している。図書館員としてのわれわれの仕事は、職業や趣味や責任が何であれ、あらゆる善意の人間にとって価値がありうるし、図書は民主主義的な真の生活条件にとって欠くべからざるもの、真の自由のための道具であり象徴であると信じている。図書館の重要性に対するこの信仰を鈍られるものは何もないし、図書館があらゆる面で人類に尽くす力を身につけるうえで克服できないことは何もない。

公共図書館の現在までの達成は計り知れぬ重要な意味を持つてはいるが、大多数の市民が図書と図書館の価値にまだまだ十分に気づいていないけれども、そのサービスは現在、全体としてすでに存

在している要求をうまく充足させてはいない。一般的に見て、そのサービスもこの価値を示すまで発達しているとはいえない。すべての図書館がすべての人に対して、機会と想像力を与えるべきであるが、非常に多くの図書館が失望と失敗をもたらしている。

わが国のすべての図書館が最良のものだとしても、われわれには満足がいかない。たとえそれが発揮する広い範囲にわたる影響力によりさらにいっそうの進歩が容易だとしてもである。事実として、わが国には良い図書館が少ない。正直に言って、悪いとしか表現できない図書館が多すぎる。かなりの割合の市民が何の図書館サービスも受けていないのをながめてきたが、さらに多くの人たちがその名に値しないサービスを受けている。

こうした不備の原因を見いだすのは困難ではない。サービスの単位があまりにも小さすぎるのであり、権限を持つ機関が必要な手段を行使できないか、あるいはしたがるらない、協力が足りない、往々にして指導体制と刺激とが欠けている、適切な職員が不足しているのである<sup>31)</sup>。

報告書は、結論として三つの方向を指摘していた。単一の全国システムを模索すること、地方組織は再編成に取り組むべきこと、図書館員の教育を重視すべきことであった。そのうえで、図書館協会は前者二つのための委員会と、教育改善のための委員会を設置すべきであると勧告していた。特にその最初の指摘は、その後のイギリスにおける図書館政策の基調となった点で重要であった。

## VIII 『ヴォランズ報告』と国立中央図書館

第二次世界大戦による被害から、国立中央図書館と地方図書館局の連携による公共図書館の全国システムは取り返しのつかない打撃を被っていた。特に遅れが目立ったのはイギリス全土を網羅する「全国総合目録」の編纂で、地方組織による各地の総合目録の内容もばらばらであった。この状況を重視した国立中央図書館は、1949年10月に地方図書館協力全国委員会との共催で「専門調査委員会(Working Party)」を設置した<sup>32)</sup>。その目的は「中央図書館と地方図書館局の総合目録の遅れに対処する方策の検討、このシステム全体の効果についての調査、システムを維持するための予算措置の見直し、中央図書館による全国総合目録の強化」であった。「専門調査委員会」は、まず実態の把握が急務だとして、ロンドンのウェストミンスター地区図書館の副館長ヴォランズ(R. F. Vollans)に調査報告を依頼した。館長マッコルヴィンの補佐を務めていたヴォランズは、中央図書館とは関係のない客観的な取り組みができる人物と見なされていた。彼はこの調査のためにすべての地方図書館局を徹底的に調べてまわり、詳細なデータを作りあげた。

1951年12月に国立中央図書館および地方図書館協力全国委員会合同の「専門調査委員会」に提出した報告書は「イギリスにおける図書館協力：国立中央図書館および地方図書館局の調査報告」と題されたものであった。報告書の結論として、ヴォランズは、この協力体制の枠組みを評価して、その継続を訴えたうえで、予算措置の不備からくるこのシステムのいくつかの欠点を指摘した。

これを受けた合同委員会は、勧告に沿った改善策を打ち出した。まず、総合目録については、まったく取りかかっていないヨークシャー図書館局に対して編纂を急がせ、参考図書のみを記録していたノース・ウェスト図書館局にはデータを網羅するよう勧告した。「全国総合目録」については、続けて編纂する方向を確認した。さらにどの地区でもイギリス関連の最新の資料はすべて網羅する方針も確認していた。加えて中央図書館には、全国の公共図書館におけるロシア語およびドイツ語資料の所蔵館の総合目録の編纂を提案した。そのうえで、国立中央図書館は難易度の高い要求に対応する「書誌調査部」の設置が勧告された<sup>33)</sup>。

組織の見直しを含むこうした改革の取り組みにより、中央と地方の連携による公共図書館への貸出システムは制度的に完成したが、1950年代後半には科学産業研究庁 (Department of Scientific and Industrial Research) もアーカート (D. J. Urquhart, 1909-1994) の発案になる科学技術関連の文献の国による貸出機構の設立を企画していた。

## Ⅹ 『ロバーツ報告』と『ベイカー報告』その他

シドニー・ロバーツ (Sydney Castle Roberts, 1887-1966) を議長とする調査委員会が文部省 (Ministry of Education) により任命されたのは1957年9月であった<sup>34)</sup>。公共図書館サービスの組織体制を検討し、必要な場合、どのような改革を行うべきか進言するための委員会であった<sup>35)</sup>。ロバーツ委員会には大英博物館の刊本部長フランシス (Frank Chalton Francis, 1901-1988)、ウェストミンスター地区図書館長マッコルヴィンその他が加わっていた。委員会は71におよぶ関係団体から提出された証言をもとに、20回にわたる会議を開いた結果、1959年に「イングランドおよびウェールズにおける公共図書館サービスの構造」と題する報告書を提出した。

委員会の調査は、州、カウンティ、バラ、ロンドン特別区、農村地区といった各地の図書館の実態を取りあげたもので、各自治体の人口、その図書館の資料費、人口一人あたりの図書費、職員一人あたりのサービス人口が付表となっている。これによると場所による格差が大きく、特にウェールズは図書館サービスの水準が低かった。こうした資料をもとに、委員会は図書館組織の標準化、一定水準までの予算の増加、職員の給与の見直しを進言し、さらに、文部大臣がその責任者として全国的な図書館サービスの監督に取り組むよう勧告していた。公共図書館サービスの標準化の本格的な取り組みが始まったわけである。なお、政府刊行物として発行された当該報告書は日本語に翻訳されている<sup>36)</sup>。

『ロバーツ報告』は頒布され、図書館協会や各地の図書館組織により検討されたが、そこでは、予算措置など大都市図書館に目が向けられていた。もっと中小図書館に配慮すべきであり、蔵書も資料の種別により検討すべきであろうといった意見が提出された。これを受けて、文部省は公共図書館の基準について、および、その図書館間協力についてのありかたを検討するための二つの委員会を1961年に設置した。報告書はいずれも翌1962年に刊行されている。

「イングランドおよびウェールズにおける公共図書館サービスの基準」と題する報告書を提出した委員会は、文部省のH・T・ブーディロン (Henry Townsend Bourdillon, 1913-1991) を議長とした省内委員会で、これまでに公共図書館の設置基準がなかったことから、当該報告書は各地区に基本調査票を配付し、その回答を分析したものであった。調査報告は、利用サービス、レファレンスサービスなどの図書館サービスの基準、図書購入冊数、職員配置の基準などの現状の調査と望ましい数値を示していた。委員会は、結論として、ロバーツ委員会の指摘を支持するとともに、各項目の基準を達成させること、そのために文部大臣は監査官を任命する必要性について考慮することなどを勧告していた。なお、この報告書も、付録 (調査内容の数字、ウェールズの実情) を除いて本文が日本語に翻訳されている<sup>37)</sup>。

もう一つの報告書は、ロバーツ委員会の勧告を受けて、公共図書館の協力体制の構築を検討すべく文部省が任命したもので、副書記のベイカー (E. B. H. Baker) が議長となり、国立中央図書館の館長フィロン (S. P. L. Filon) その他が委員となっていた。報告書は、国立中央図書館と地方図書館局の連携による協力システムを再度にわたり検討し、それぞれの実態を把握したうえで、32項目にわたる勧告を提示していた。その要点は、地方図書館局を再編成したうえで法的な基盤のうえに活動させること、その管理のための評議会を設置すること、国立中央図書館および地方組織が取り組んでいる総合目録の完成のため、予算措置を強化すること、その他であった<sup>38)</sup>。

## X 『ロビンズ報告』と『パリー報告』その他

1961年2月、イギリスの高等教育の現状を調査し、改革案を勧告するための委員会が首相により任命された<sup>39)</sup>。議長はロビンズ卿(C. B. Robbins, 1898-1984)であった。委員会の任務は「大英帝国の正規高等教育の機構を審査し、国家的な需要と資源の観点から、長期の発展原則はいかなるものかを……政府に進言すること、この原則に従って、この機構を変更すべきか、望まれる新しいタイプの機関がありうるか、現在のさまざまなタイプの機関を発展させる計画および協力体制がありうるかを勧告すること」であった<sup>40)</sup>。すなわちこの委員会は、イギリスの教育そのものにメスを入れるためのものであった。高等教育全体を俯瞰した機構改革を求めたのである。図書館そのものが取りあげられたわけではなかったが、いずれの大学も「オックスフォード大学のボドリー図書館のような研究の場に作りあげること」が求められていた<sup>41)</sup>。

委員会は全国の関連機関と関係者や図書館から400におよぶ証言を集め、111回にわたる会合をもって、「高等教育」と題する報告書を1963年10月に首相に提出した。まとめられた勧告は178項目におよんでおり、特に、大学資金助成委員会(University Grants Committee)の役割を重視するとともに、大学間の連携を強調していた。

1963年7月には大学資金助成委員会が大学図書館に関する委員会を組織した。トーマス・パリー(Thomas Parry, 1904-1985)を議長とする委員会は「大学、技術カレッジ、国立図書館が図書と雑誌を確保するための最も効果的かつ経済的な方策を考察すること」を任務とし、1967年に『図書館委員会報告』(『パリー報告』)を発表した。この報告書は次のように結論づけている。「地勢・人口・産業などに関する一つの地域の全資源はプールされ、個々の図書館がそこから利用できるようにすべきである。図書館資源の調整こそ、利用領域を広げ、支出を軽減させる。一地区内の複数の大学は不必要かつ不経済な努力を避け、あらゆる形式の協力の利点を調査すべきであろう」<sup>42)</sup>。

こうした一連の報告を受け取った政府は1972年には「白書」を、教育科学庁(Department of Education and Science)は1973年に通達を出して<sup>43)</sup>、前者は大学以外の図書館の協力体制の枠組みの模索、後者は技術系カレッジの図書館協力を推奨した。全国的な図書館協力のシステムは、大学図書館組織から始められ、公共図書館ネットワークを巻き込み、全国的な体制づくりへと進展していった。その背景にイギリスの経済事情があったことはいうまでもない。

これらの報告と同時に、特殊領域における図書館協力の必要性を説いた調査報告も刊行されていた。1961年に大学資金助成委員会が組織した部会は、大学における地域研究の推進のための図書館協力を勧告したヘイター(William Goodenough Hayter, 1906-1995)の報告書を発表した。ここではアジア、スラブ、東欧、アフリカの研究を支援すること、大学は相互に協力することを指摘していた。日本研究の大学は、オックスフォード・ケンブリッジ・ロンドン大学の他、シェフィールド大学などで始まっていたが、その間の連絡委員会ができ、所蔵雑誌の総合目録の編纂が始められていた。地域研究のこうした協力体制は後のブリティッシュ・ライブラリーの収書方針にも関係してゆく<sup>44)</sup>。

もう一つの専門図書館の協力についての報告は、1969年にボルトン(J. E. Bolton)によってまとめられた『中小企業：調査委員会報告』(『ボルトン報告』)である<sup>45)</sup>。これは中小企業の情報要求に応えるための機関を産業協力センターが設置するよう勧告していたが、1973年にこの機関が廃止されたため勧告は実現せず、大英博物館図書館、後のブリティッシュ・ライブラリーの参考局がその機能を受け持つことになる。

『デイントン報告』以後のこととなるが、大学資金助成委員会(この時の会長は『デイントン報告』をまとめたフレデリック・デイントン(Frederick Sydney Dainton, 1914-1997))は大学図書館の建物の配

備状況についての調査をリチャード・アトキンソン (Richard Atkinson) を議長とする委員会に依頼し、1976年にその結果の報告を受けた。「大学図書館の主要施設」と銘打った報告書は、その結論として、将来の大学図書館の蔵書収集は合理的に計画されるべきであり、ブリティッシュ・ライブラリーの貸出利用を広げるべきであることと、重複した資料は同図書館に寄託するよう勧めていた<sup>46)</sup>。

## XI おわりに

以上の各種報告書の変遷から見てとれるように、国立図書館ブリティッシュ・ライブラリーを頂点とする全国システムについての提言は『国立図書館委員会報告』(『デイントン報告』)を嚆矢とするものではなかった。大英博物館「特別委員会報告」や「図書館法」成立ならびにその後の展開からは、市民に開かれた図書館を目指し紆余曲折したイギリスの図書館づくりの伝統が見えてくる。同じように、図書館協力体制を実現させようとの願いは、政府や図書館関連団体が次々に発表した20世紀以降の委員会報告にその傾向が現れていた。

1915年の『アダムズ報告』は、次第に数を増やす公共図書館のネットワーク実現のため、中央図書館を設置し、これを核に公共図書館への貸出体制をつくるべしと勧告しており、これが「学生中央図書館」の設立につながった。次いで、1927年の『ケニヨン報告』では、この図書館の役割を強化し、公共図書館の全国ネットワークの中心に据えるとともに、イギリスの地方をいくつかに分けて、それぞれに基地局を設置し、その連携で全国システムを模索した。委員会の勧告で「学生中央図書館」は「国立中央図書館」へと発展し、これと地方図書館局との協力を柱とした体制が実現された。『ケニヨン報告』はさらに新たに実現される国立中央図書館は大英博物館に付随する組織となるべきであるとの勧告も行っていった。この勧告は、大英博物館の理事会の反対で実現しなかった。続いて、第二次世界大戦中の1942年、図書館協会の委嘱を受けたウェストミンスター地区図書館長マッコルヴィンは「報告書」を提出し、そこで公共図書館の現状がいまだ全体的に不備であり、基準の作成とその実現への政府や自治体の支援を強調した。1967年の『バリー報告』では大学図書館の実態を調査し、再建や整備に向けての勧告をした。そこには大英博物館図書館その他の図書館の役割も指摘されていた。いずれの報告書も図書館の「全国システム」を力説していた。その頂点に位置づけられる国立図書館としてブリティッシュ・ライブラリーが成立したのである。

ブリティッシュ・ライブラリーの成立から45年が経過した。ブリティッシュ・ライブラリーはあらゆる機能を備えた図書館として、突如として登場したわけではなく、長年にわたる、国をあげての図書館政策の実現の結果として出来あがっていたのであった。

## 注・引用文献

- 1) National Libraries Committee, *Report of the National Libraries Committee*, London: Her Majesty's Stationary Office, 1975, 320p. (藤野寛之訳『ブリティッシュ・ライブラリー成立関係資料集(第一巻)』金沢文圃閣, 2010, 1-435ページ。)
- 2) 藤野寛之の「『デイントン報告』とブリティッシュ・ライブラリーの成立」*Journal of library and information science*, 21, 愛知淑徳大学図書館情報学会, 2007, 57-66ページ; 藤野寛之の「ブリティッシュ・ライブラリーの戦略計画(1985-2005)、その意義と影響」『図書館界』, Vol.59, No.4, 日本図書館研究会, 2007, 230-241ページ; 藤野寛之の「イギリスにおける図書館情報学の研究開発: ブリティッシュ・ライブラリーの研究開発支援体制構築の背景と刊行された報告書の検討を中心に」*Journal of library and information science*, 22, 愛知淑徳大学図書館情報学会, 2008, 19-35ページ; 藤野寛之の「ブリティッシュ・ライブラリー創設の背景: 20世紀におけるイギリス国立図書館の変遷と機能の再検討」『阪南論集 人文・自然科学編』, 48巻(1), 阪南大学学会, 2012, 1-10ページ; 藤野寛之の「国立図書館ブリティッシュ・ライブラリーの経済的寄与」『発達社会学研究』, 4号, 放送大学大学院, 2012, 9-14ページ。

- 3) 藤野幸雄『大英博物館』岩波書店, 1975, 22ページ。
- 4) ジョン・ウェルズ著, 高島みき訳『ロンドン図書館物語』図書出版, 1993, 56-64ページ。
- 5) 藤野幸雄, 前掲書, 60ページ。
- 6) 藤野幸雄, 前掲書, 61ページ。
- 7) 藤野幸雄, 前掲書, 69ページ。
- 8) ウィリアム・マンフォード著, 藤野寛之訳『ベニーレイト』金沢文圃閣, 2007, 21-22ページ。
- 9) House of Commons, *Report from the Select Committee on Public Libraries, Minutes of Evidence*, London : House of Commons, 1849, p.3
- 10) House of Commons, *Report from the Select Committee on Public Libraries, Minutes of Evidence, op. cit.*, pp.20-21.
- 11) サミュエル・スマイルズの証言については次の資料を参照のこと, 千錫烈「資料紹介 公共図書館特別委員会におけるサミュエル・スマイルズの発言」『図書館総合研究』, No.11, 図書館総合研究会, 2011, 18-34ページ。
- 12) House of Commons, *Report from the Select Committee on Public Libraries, Minutes of Evidence, op. cit.*, p.iii.
- 13) Kelly, Thomas, *A History of Public Libraries in Great Britain 1845-1975*, London : Library Association, 1977, p.21.
- 14) An Act to amend the Public Libraries Act, 1866.
- 15) ウィリアム・マンフォード著, 藤野寛之訳, 前掲書, 23ページ。
- 16) ウィリアム・マンフォード著, 藤野寛之訳, 前掲書, 43ページ。
- 17) T・ケリー, E・ケリー著, 原田勝, 常盤繁訳『イギリスの公共図書館』東京大学出版会, 1983, 89ページ。
- 18) ウィリアム・マンフォード著, 藤野寛之訳, 前掲書, 50ページ。
- 19) Kelly, Thomas, *op. cit.*, p.24.
- 20) Board of Education, *Report on Public Libraries in England and Wales*, London : Her Majesty's Stationary Office, 1927, p.99.
- 21) *Report on Library Provision and Policy*, by W. G. S. Adams to the Carnegie United Trustees, Edinburgh : Neill and Company, Limited, 1915, p.11.
- 22) *Report on Library Provision and Policy*, by W. G. S. Adams to the Carnegie United Trustees, *op. cit.*, pp.7-8.
- 23) Kelly, Thomas, *op. cit.*, p.214.
- 24) Kelly, Thomas, *op. cit.*, p.215.
- 25) 学生中央図書館(後の国立中央図書館)についての詳細は次の資料を参照のこと, 藤野寛之「ブリティッシュ・ライブラリーの起源: 1: 国立中央図書館の役割とその意義」『サピエンチア』, 44, 聖トマス大学, 2010, 67-82ページ。
- 26) Board of Education, *Report on Public Libraries in England and Wales, op. cit.*, p.2.
- 27) Board of Education, *Report on Public Libraries in England and Wales, op. cit.*, p.8.
- 28) ウィリアム・マンフォード著, 藤野寛之訳, 前掲書, 72-73ページ。
- 29) Board of Education, *Report on Public Libraries in England and Wales, op. cit.*, pp.208-211.
- 30) T・ケリー, E・ケリー著, 原田勝, 常盤繁訳, 前掲書, 189ページ。
- 31) McColvin, Lionel R., *The Public Library System of Great Britain*, London : Library Association, 1942, p.195.
- 32) Jefferson, George, *Library Co-operation*, London : Andre Deutsch, 1977, p.26.
- 33) Jefferson, George, *op. cit.*, p.27.
- 34) Kelly, Thomas, *op. cit.*, p.346.
- 35) T・ケリー, E・ケリー著, 原田勝, 常盤繁訳, 前掲書, 195ページ。
- 36) 山崎幸敏訳「イングランドおよびウェールズにおける公共図書館奉仕の組織」*JLA Information Service*, N. S. Vol.2, No.3, 日本図書館協会, 1961, 148-192ページ。
- 37) 丸山泰通, 丸山昭二郎訳「イングランドおよびウェールズにおける公共図書館サービスの基準」『現代の図書館』第2巻, 第4号, 1964, 202-222ページ; 第3巻, 第1号, 1965, 1-19ページ; 第3巻, 第2号, 1965, 74-87ページ。
- 38) Minister of Education, *Inter-Library Co-operation in England and Wales : Report of the Working Party appointed by the Ministry of Education*, London : Her Majesty's Stationary Office, 1962, pp.21-23.
- 39) Committee on Higher Education, *Higher Education*, London : Her Majesty's Stationary Office, 1963, p.1.
- 40) Committee on Higher Education, *Higher Education, op. cit.*, p.iii.
- 41) Jefferson, George, *op. cit.*, p.116.
- 42) Jefferson, George, *op. cit.*, pp.117-118.
- 43) Jefferson, George, *op. cit.*, p.120.

Mar. 2018

イギリスにおける図書館関連団体報告書の変遷

- 44) Jefferson, George, *op. cit.*, pp.109-112.
- 45) Jefferson, George, *op. cit.*, p.101.
- 46) University Grants Committee, *Capital Provision for University Libraries*, London : Her Majesty's Stationary Office, 1976, p.16.

本稿の執筆には、他にも図書館関連団体の報告書ならびに関連諸法案、さらに、以下にあげる文献も参照した。

アリスティア・ブラック著、藤野寛之訳『新・イギリス公共図書館史：社会的・知的文脈1850-1914』日外アソシエーツ、2011、1-501ページ。

アリスティア・ブラック、デーブ・マディマン著、根本彰、三浦太郎訳『コミュニティのための図書館』東京大学出版会、2004、1-252ページ。

ウィリアム・マンフォード著、藤野寛之訳『エドワード・エドワーズ』金沢文圃閣、2008、1-275ページ。

藤野幸雄、藤野寛之『図書館を育てた人々 イギリス篇』日本図書館協会、2007、1-285ページ。

文部省調査局『イギリスの高等教育計画：ロビンス報告の要点』文部省調査局調査課、1964、1-48ページ。

Black, A., *The Public Library in Britain, 1914-2000*, London : British Library, 2000, 180p.

Harris, P. R., *A History of the British Museum Library 1753-1973*, London : British Library, 1998, 833p.

Hoare, Peter, ed., *The Cambridge History of Libraries in Britain and Ireland*, Cambridge : Cambridge University Press, 2006, 3vols.

(2017年11月24日掲載決定)